

佐賀県伊万里市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 31 年 1 月 31 日現在における佐賀県伊万里市の全域とする。伊万里市の面積は 25,525 ha であり、人口は、55,238 人（平成 27 年国勢調査）である。

本区域は八幡岳や青螺山、国見山など三方を山々に囲まれ、西北部からは、波静かな伊万里湾が深く入り込むなど豊かで美しい自然に抱かれている。

伊万里湾には伊万里川や有田川が注ぎ込み、東部地区には松浦川が唐津湾に向かって流れおり、これらの主要河川沿いには平地が開けているが、市域の大部分を中山間地と山林が占めている。

臨海部においては、古くから干拓が行われ、近年では広大な工業用地が整備されている。

市域は、伊万里湾の最奥部に形成された市街地を中心に、東西に約 25 キロメートル、南北に約 21 キロメートルの広がりを見せ、面積は佐賀県の 10.5% を占めている。

気候は、年平均気温 15.5 度と温暖で、年平均 2,200 ミリメートルの降水量があり、豊かな自然環境と温暖な気候の恩恵を受け、豊富な生産量と高品質を誇る伊万里梨や伊万里牛などが生産されている。

本区域は、自然公園法に規定する玄海国定公園、自然公園法に規定する黒髪山県立自然公園及び八幡岳県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地である伊万里湾など環境保全上重要な地域を含むものであるため、「8. 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。





(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等）

① 地理的条件

伊万里市は、佐賀県の西北部に位置し、県都である佐賀市から西に約 55 km の距離にあり、北と東は唐津市、南は武雄市と西松浦郡有田町、西は長崎県佐世保市と松浦市に接している。

また、八幡岳や青螺山、国見山など三方を山々に囲まれ、西北部からは、波静かな伊万里湾が深く入り込むなど豊かで美しい自然に抱かれている。

② 産業の状況

伊万里市は国のエネルギー政策の転換により、昭和 45 年までにすべての炭鉱が閉山する一方で、伊万里湾の総合開発に關係機関と一体となって取り組み、大型の工業団地の造成をはじめ、工業用水道等の産業基盤の充実を図るとともに、石炭産業に代わる新たな産業導入に努めてきた。

この結果、久原工業団地の合板関連企業を皮切りに七ツ島工業団地には造船関連企業等が、また、伊万里団地には半導体や木材加工関連企業等が集積している。

市内企業への就業者数は、28,330 人で、産業別にみると製造業 7,837 人、医療・福祉 4,559 人、卸売業・小売業 4,439 人の上位 3 産業で約 60% を超える。（平成 26 年現在）

③ インフラの整備状況

（鉄道・道路）

伊万里市は、福岡市と伊万里市を結ぶ西九州自動車道を利用すると福岡市まで車で約 1 時間の距離である。また、公共交通機関は、唐津、福岡方面に至る JR 筑肥線、有田町や長崎県松浦市へ至る松浦鉄道に加え、博多駅や福岡空港への高速バス「いまり号」が運行されており、各地域を結んだ一体的な経済圏を形成する動脈として機能している。

（港湾）

伊万里市は、海の玄関口として国際海上輸送ネットワークの重要な港湾に指定されている伊万里港（H28 取扱貨物量 145 万 t）がある。

伊万里港はアジアの主要都市に近く、韓国・釜山港、中国・大連港、青島港、上海港、香港港などの間に定期コンテナ航路が開設されている。

④ 人口分布の状況等

伊万里市の人口は、昭和 29 年の合併以降、転出者が転入者を上回る社会減の状況であることに加え、平成 15 年以降は死者数が出生者を上回る自然減の状況も加わっており、平成 30 年は前年比 561 人（住民基本台帳）の減少となっている。この傾向は、今後も継続すると懸念されている。平成 2 年に 12,925 人だった 14 歳以下の年少人口は、平成 27 年には 8,151 人となり、今後も減少すると見込まれている。また、65 歳以上の老人人口の構成比も 28.6%（平成 27 年）と国や県の平均よりも高く、高齢化が進行している状況にある。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

伊万里市観光の中心である大川内山は、江戸時代に佐賀藩が藩窯を有田から移し、主に将軍家や老中など幕閣への献上用の焼き物を製作していた地域であり、佐賀藩は製作技法が他に漏れないよう「秘窯の里」として、関所を設け厳重に管理し、採算度外視の高品位の献上品を幕藩体制がなくなるまでつくり続けた。

この大川内山には、30 数軒の窯元が集まっており、春と秋に窯元市が開催されるなど、たくさんの観光客で賑わうが、本市内には宿泊施設が不足している状況にある。さらに既存の宿泊施設についても市内の半導体大手企業や隣の松浦市や県内の玄海町の発電施設などのビジネスによる利用が大半を占めており、せっかく来訪した観光客が十分利用できず、近隣の温泉地である武雄市や嬉野市に宿泊している。このため、本市は観光客が日帰りする通過型の観光地となっており、滞在時間が短いことから観光消費額も低迷している状況にある。

このことは、平成 28 年経済センサス活動調査（事業所に関する集計第 5-2 表）によってデータとしても見ることができる。本調査によると全産業事業所総数は 2,485 事業所あり、事業従事者数は 25,606 人、付加価値額は約 1,209 億円となっており、1 事業所当たりの平均付加価値額は 4,865 万円である。このうち、観光分野に関連する卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業の事業所数は 951 事業所（38.2%）、事業従事者数は 5,796 人（22.6%）、付加価値額は約 191 億円（15.8%）となっており、1 事業所当たりの平均付加価値額は 2,008 万円と全産業の平均付加価値額の 41.2% に過ぎない。とりわけ、宿泊業・飲食サービス業の平均付加価値額は 1,048 万円であり、宿泊業・飲食サービス業の全国平均付加価値額 2,151 万円と比較しても低迷していることがわかる。

上記を踏まえ、地域経済牽引事業の促進を通じてホテル等の整備による新たな宿泊施設の確保を行い、滞在時間の延長と消費機会の増大、さらには消費単価の増加を通じて観光消費額の増加を図ることにより、地域特性を生かしながら増加する訪日外国人旅行者や国内観光客等をターゲットとする需要を確保しつつ、雇用者の給与増や高い付加価値の創出、地域内の関連産業への経済波及効果等などによる地域内経済の好循環を目指す。

（2）経済的效果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加 価値額	一百万円	167 百万円	—

- ・ 1 件あたり 4,100 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.36 倍の波及効果を与える、促進区域で 1 億 6,728 万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 1 億 6,728 万円は、促進区域の観光関連産業（卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業）の付加価値（191 億円「平成 28 年経済センサス」）の約 1% であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	伸び率
促進区域内を訪れた観光客数 (日帰り客数)	1,135 千人	1,165 千人 (年間 10 千人増)	—
促進区域内を訪れた観光客数 (宿泊客数)	214 千人	229 千人 (年間 5 千人増)	—
促進区域内の観光消費額	3,470 百万円	3,770 百万円	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,100 万円（佐賀県の 1 事業所あたり平均付加価値額「経済センサス活動調査平成 28 年」）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 1 % 以上増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 20 % 以上増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1 % 以上増加すること
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 5 % 以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域

設定なし

（2）区域設定の理由

なし

（3）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①伊万里市の歴史・文化・自然・農林水産物等地域資源を活用した観光まちづくり分野

(2) 選定の理由

①伊万里市の歴史・文化・自然・農林水産物等地域資源を活用した観光まちづくり分野

佐賀県伊万里市を訪れる観光客は、年間 135 万人（平成 28 年佐賀県観光客動態調査）であり、日帰り客が 113.53 万人、宿泊客が 21.48 万人となっている。宿泊客数は前年と比較すると 102%（平成 27 年：20.89 万人）増加しており、近年、外国人観光客も増え、九州佐賀国際空港も中国上海、台北、韓国ソウル、釜山に加えテグを往復する国際線が平成 30 年から就航していることから、今後も本市を訪れる外国人観光客数の増加が期待できる。

また、本市では、観光客が伊万里の自然を体感できる農林漁業体験施設での農家民泊の受け入れを行っているほか、みずみずしさと食感、味ともに抜群の伊万里梨、香りがよく、おいしさが詰まったぶどう、すっきりとした甘さが特徴であるいちごなどのフルーツを四季を通して味わうことができ、さらにはフルーツ狩りも体験できるなど、大自然が育んだ豊潤な味わいを観光客自らが五感で堪能できる。

加えて、本市観光の中心である大川内山は、江戸時代に佐賀藩が藩窯を有田から移し、主に将軍家や老中など幕閣への献上用の焼き物を製作していた地域であり、佐賀藩は製作技法が他に漏れないよう「秘窯の里」として、閑所を設け厳重に管理し、採算度外視の高品位の献上品を幕藩体制がなくなるまでつくり続けた。

陶工たちは藩から扶持（給料）が与えられたが、高い技術が求められ、技術が劣るものは容赦なく解雇され、描かれる絵柄や失敗製品の廃棄まで徹底して管理されていた。

この献上品は、「鍋島」と呼ばれ、世界の至宝として妥協を許さない精緻な造形と優雅な作風から近世陶磁器の最高峰とされている。

このような歴史的背景を持つ大川内山にある、現在の 30 数件の窯元においては、藩窯で培われた 350 余年の高度な技法を受け継ぎながら、新たな技術を取り入れるなど飽くなき挑戦を続けられていることから、文化庁において、平成 28 年 4 月に、大川内山を含む肥前窯業圏の歴史及び景観が『日本磁器のふるさと 肥前～百花繚乱の焼き物散歩～』として「日本遺産」に認定されるなど、歴史的・文化的な遺産としても認められており、大川内山は、楽しみながら散策ができる、奇岩と窯場の煙突が印象的な「秘窯の里」の名にふさわしい山水画のような景観を楽しむことができる。



また、本地域では、訪日外国人旅行者や国内観光客等をターゲットにした観光まちづくりとして、市外から宿泊する観光客向けにグルメやお土産、市内での体験ができる「伊万里まるごと周遊観光券」を提供し、本地域の魅力を最大半額で体験できることで宿泊客の増加を図り、また、韓国など海外の旅行エージェントへの積極的なセールスを行い、訪日外国人旅行者の増加を図っているところである。

このような取組みをさらに加速化させるため地域経済牽引事業を通じて、ホテル等の整備による新たな宿泊施設の確保を行い、地域特性を生かしながら訪日外国人旅行者や国内観光客等をターゲットとする需要を確保し、雇用者の給与増や高い付加価値の創出、地域内の関連産業への経済波及効果等などによる地域内経済の好循環を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、観光まちづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置の創設

市は、その財政状況及び税制の公平性を勘案しながら、必要な場合において、一定の要

件を課したうえで、固定資産税の課税免除措置に関する条例を整備するよう努める。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

伊万里市では、地域経済牽引事業の促進に資するため、人口統計をはじめ、観光客数や観光消費額の推移を掲載した「統計伊万里」を市公式ホームページで公開しており、FacebookなどのSNSも活用して地域経済牽引事業者への情報提供を行っていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

伊万里市役所産業部内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、佐賀県を含む関係機関や府内関係部署と情報共有した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

観光情報の発信に向けた取組

観光情報の発信の取組として、本市への進出企業や伊万里市観光協会、本市のまちづくり団体と連携し、市外への観光情報等を行う取組を行っており、今後も連携を強化し本市の魅力を市外へ発信し、観光客の誘客を図る。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成30年度	平成31年度～令和2年度	令和5年度～令和6年6月末(最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税課税免除措置の整備（市町）	－	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
公共データ公開	－	順次公開	公開
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
受付窓口	－	基本計画同意に併せて窓口開設	運用
【その他】			
観光情報の発信に向けた取組み	－	関係機関との情報の共有	関係機関との情報の共有

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、市内の関係者が連携して、支援の効果を最大限發揮する必要がある。このため、佐賀県及び伊万里市は、観光を主体とする地域事業に取り組む事業者等への周知に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①伊万里市観光協会

伊万里市の豊かな自然、地域で育まれた固有の歴史文化など、恵まれた観光資源を生かし、伊万里市の多様なイベントなどを紹介し、観光客の誘致を促進し、市内観光産業を支援している。

②伊万里旅館組合

市外から宿泊する観光客向けにグルメやお土産、市内での体験ができる「伊万里まるごと周遊観光券」の利用を促進し、市内観光産業を支援している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

伊万里市は「伊万里市環境基本条例」に基づき、「伊万里市環境基本計画実施計画」を定めており、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

また、玄海国定公園内において事業を実施する地域経済牽引事業計画の提出があった場合は、地方環境事務所へ相談の上必要な調整を行うほか、県立公園や環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、重要度の高い湿地である伊万里湾などの環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、佐賀県と伊万里市の自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の減量化や再生利用、リサイクルの積極的な推進を図るとともに、自然エネルギーの利活用等の地球温暖化防止対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりや不適正処理対策の徹底を周知、啓発していくことで、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

佐賀県では、県と警察が共同して「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」を制定し、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、県、警察、県民、事業者、防犯ボランティア団体、関係機関団体が連携して、犯罪の防止のための自主活動や環境整備に取り組み、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指しているところである。

地域経済牽引事業の実施にあたっては、同条例に基づき、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏等を確保するために効果を有する取り組みを住民の理解を得ながら行う。

(3) その他

① P D C A体制の整備等

地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針に基づき、毎年度、地域経済の状況及び承認した地域経済牽引事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置等、基本計画の進捗状況に関するとりまとめを行い、国に報告するとともに、効果の検証と事業の見直しを実施し、その結果についてホームページなどで公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

新基本方針に基づいて新基本計画を令和6年6月までに作成する予定である。

そのため、計画期間は同意の日から令和6年6月末日、又は、新基本方針に基づいて、令和6年6月末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。